

がん原性物質の管理

化学物質の自律管理に関する法改正により、がん原性物質の管理に関する法改正もなされ、令和5年4月1日から施行されています。

がん原性物質は今までも「化学物質による健康障害防止指針」が厚生労働省から出されており、管理が求められていました。令和5年4月からは厚生労働大臣により定められたがん原性物質に関して、作業記録等を30年間保存することが義務付けられました。今回はがん原性物質の管理についてご紹介いたします。

【がん原性物質について】

がん原性物質の対象物質はリスクアセスメント対象物質のうち、国が行うGHS分類（化学品の危険有害性が世界的に統一された基準で分類したもの）の結果、発がん性の区分が区分1に該当するものです。アルコール飲料にも含まれるエタノールや既に特定化学障害予防で作業記録が義務付けられている特別管理物質、臨時に取り扱う場合は除外されます。対象物質数は令和5年4月・12月・77物質が追加され、リスクアセスメント対象物質が増えるごとに対象

物質も増えるため、定期的に確認する必要があります。対象成分には機械加工等で使用される鉱油（高度精製油は対象外）や研磨材等に幅広く使用されているシリカ等も対象になるので、現状意識せずに使用している事業者の方も多くいると思います。

【必要な管理】

■作業歴の記録と保存
事業者は労働者ががん原性物質の製造又は取り扱い業務に従事させる場合、一年を超えないごとに一回、作業記録を作成し、当該記録を30年間保存しなければなりません。

■健康診断結果の保存
がん原性物質について労働者がばく露したおそれがあるときは速やかに医師等による健康診断を実施する必要があります。またこの健康診断記録を30年保存する必要があります。今までの特別則のように定期的な特殊健診の

定めはなく、ばく露したおそれがある場合には、事業者で判断し対象物質の健康診断を受ける必要があります。

■がん罹患を把握した際の対応
化学物質を製造又は取り扱う同一事業場で、一年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、罹患が業務に起因するものか医師の意見を聞かなければいけません。また、医師が罹患は業務起因が疑われると判断した場合、労働者の従事業務内容等を、所轄都道府県労働局長に報告する必要があります。

外のリスクアセスメント対象物質と同様に労働者に対するばく露を最小限度にするような措置をとり、リスクを低減することが重要です。

①代替物を使用する
②局所排気装置や換気装置を設置し、気中濃度が高くないよう管理する

③作業方法の改善を行う
④有効な呼吸用保護具を使用する

必要であればこれらの措置を実施し、労働者が安全に作業できるよう管理しましょう。



厚生労働省ホームページ「労働安全衛生法に基づき30年間保存が必要ながん原性物質を定め告示を行いました」

がん原性物質もそれ以

（株）アイエンス

名北労働基準協会
…関連講習のご案内…

(1)化学物質管理セミナー
R7.5/30開催(会員無料)
化学物質管理実施のための基礎知識

(2)化学物質管理者講習
R7.6/12開催(有料)

(3)保護具着用管理責任者教育R7.8/25開催(有料)

